

事務連絡  
令和4年12月15日

北海道開発局  
建設部 河川調整推進官 殿  
各地方整備局  
河川部 河川調査官 殿  
沖縄総合事務局  
開発建設部 技術企画官 殿

水管理・国土保全局  
河川計画課 河川計画調整室長  
治水課 流域治水企画官  
流域減災推進室長

### 流域治水施策集について

昨今の豪雨災害の激甚化・頻発化を受け、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の取組を推進しているところである。

今般、流域治水の取組をさらに推進するため、流域の関係者間で取組を実践する際に活用されるよう、農林水産省の協力も得て、実施主体別の各施策の目的、内容、支援策、推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめた資料として、流域治水施策集【Ver. 1.0 水害対策編】（以下、本施策集）を作成した。

本施策集は、初版として、河川及び流域における水害対策についてまとめたものであり、今後、継続的に更新や内容の充実等を図っていく予定である。

各水系においては、流域治水協議会を通じて、同協議会に参画する関係市町村をはじめとする関係者あて本施策集を共有するとともに、引き続き、流域治水の効果的な実践や関係者間の連携に取り組まれない。

また、貴管内の二級水系においても同様に取り組まれるよう、河川管理者である都道府県・政令指定都市に対し、その旨、周知されたい。

なお、本施策集について、農林水産省から地方農政局及び都道府県等あて周知される予定であることを申し添える。

<国土交通省HPにアップ>

[https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet\\_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html)

# 流域治水施策集

■ 河川区域の対策
 ■ 集水域の対策
 ■ 氾濫域の対策

## 流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等( )内は運用	予算・税制	Page	
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・放水路、ダム・遊水地・輪中堤 #2 ダム事前放流 #3 排水施設・ポンプ(河川) #4 排水施設・ポンプ(下水道) #5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設) #6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路) #7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設) #8 雨水貯留浸透施設(下水道) #9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●河川管理者 ●ダム管理者 ●河川管理者 ●下水道管理者 ●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等 ●施設管理者 ●市町村・都道府県 ●民間事業者・個人	河川法 特定目的ダムの建設に関する水資源機構法 河川法、個別の法令等(電気事業法、土地改良法、水道法等) 河川法 特定都市河川浸水被害対策法 下水道法 土地改良法 - 特定都市河川浸水被害対策法(施設に係る法令・条例等) 下水道法 特定都市河川浸水被害対策法(施設に係る法令・条例等)	河川整備計画 特定目的ダムの建設に関する基本計画 ダム治水調節機能協議会(治水協定) 河川整備計画 流域水害対策計画 下水道事業計画 土地改良長期計画 - 流域水害対策計画 下水道事業計画 流域水害対策計画 土地改良長期計画 土地改良長期計画 土地改良長期計画 流域水害対策計画 流域水害対策計画 - - 集団移転促進事業計画 - 立地適正化計画 都市再生整備計画 - - 大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針) 大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針) 大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針) 大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業等 水資源機構事業等 利水ダム治水機能施設整備補助 固定資産税の特例措置 流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等 下水道浸水被害軽減総合事業等 国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等 - 特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域計画浸透事業 大規模雨水処理施設整備事業等 下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等 農村地域防災減災事業等 水利施設管理強化事業等 農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等 固定資産税等の特例措置 災害危険区域等建築物防災改修等事業 防災集団移転促進事業 防げ地近接等危険住宅移転事業 コンバクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等 都市安全確保視察施設整備事業 固定資産税等の特例措置 固定資産税等の特例措置 水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等 - - 大規模氾濫減災協議会 大規模氾濫減災協議会 大規模氾濫減災協議会 大規模氾濫減災協議会 河川等災害復旧事業	p.7 p.8 p.10 p.11 p.12 p.13 p.14 p.15 p.16 p.17 p.18 p.20 p.21 p.22 p.23 p.24 p.25 p.26 p.27 p.29 p.30 p.31 p.32 p.33 p.34
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)						
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止						
	排水区域内の浸水の防止						
	市街地等の浸水の防止						
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
	農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
	貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
	新たな居住に対し、立地を規制する居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
	既存の居住に対し、住まい方を工夫する	#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
既存の居住に対し、移転を促す	#15 住居等の防災改修(嵩上げ・ヒロテイ化等) #16 住居の集団移転	●市町村 ●市町村・都道府県	- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	- 集団移転促進事業計画	災害危険区域等建築物防災改修等事業 防災集団移転促進事業	p.23 p.24	
防災まちづくり	#17 住居の個別移転	●市町村	-	-	防げ地近接等危険住宅移転事業	p.25	
高台まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンバクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26	
氾濫拡大の抑制	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	都市計画法	-	都市安全確保視察施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27	
避難の確保(平時)	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等) #21 リスク空白域の解消(浸水想定区域/ハザードマップ)	●水防管理者 ●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法 水防法	水防法 水防法	固定資産税等の特例措置 水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.29 p.30	
避難の確保(災害時)	#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.31	
経済影響の軽減等	#23 迅速・円滑な避難(避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.32	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等) #25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●市町村・都道府県 ●民間事業者 ●河川管理者	水防法 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針) 大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置 河川等災害復旧事業	p.33 p.34	